

第3章 障害者施策推進の基本的考え方

第3章 障害者施策推進の基本的考え方

1 基本理念

【 基 本 理 念 】

ノーマライゼーションの理念のもと、
人と人とが人格と個性を尊重し合いながら、

障害のある人も、ない人も、共にいきいきと暮らせる社会の実現

平成8年策定の「台東区障害者福祉計画」では、基本的視点として「ノーマライゼーション」「リハビリテーション」「サービスの総合的提供」の3点を掲げました。

この基本的視点は、平成16年策定の「台東区障害者福祉計画（推進5か年プラン）」に引き継がれ、「一人ひとりが個性を発揮し、安心して共に暮らし続けるまち—自立へのチャレンジと自己実現の支援—」を基本理念として施策を展開してきました。

ノーマライゼーションとは、障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方です。

障害のある人が自立した地域生活を送り、自分らしく生きることが難しい現状があります。そのため、誰もがお互いの個性を尊重し合いながら、社会的に不利な立場の人への十分な配慮を、自分自身の問題として考える社会の実現が必要です。

また、障害のある人が様々な社会活動に参加でき自己実現を図れるようにするためには、お互いが個々の価値観と自己選択・自己決定を尊重することが必要です。しかし、障害のある人が自己実現を図るための多様なニーズに対し、障害福祉サービスや児童福祉サービスなどをさらに充実する必要がありますが、すべてを福祉サービスで対応することはできません。

今後も、個人や家族、地域の様々な担い手など地域社会全体で支えあう『共助』を伸ばす仕組みづくりが必要です。

これらを解決するためには、相談支援事業や様々なネットワークを活用して、区民や障害者団体などと行政が、情報や課題を共有し、協働して取り組むことが重要となります。

2 計画の目標

平成 16 年に策定した「台東区障害者福祉計画（推進 5 か年プラン）」では、3 つの基本目標として、1. 地域生活支援の構築、2. 学びと就労支援の推進、3. 暮らしを支える環境の確保を掲げて取り組みを行ってきました。

障害者自立支援法の施行以降、地域自立支援協議会等による相談支援の充実、一般就労の促進、並びに障害者支援施設や病院からの地域移行促進が課題として提起されています。

特に地域自立支援協議会は、地域における障害福祉関係者のネットワークとしての機能と福祉サービス利用にかかる相談支援の中立性・公平性の確保などの機能を持っています。本区では、地域自立支援協議会において、平成 20 年 3 月の発足以降、「相談支援」「就労」「暮らし」の 3 つの部会を順次設置し、充実に向けた取り組みを展開しています。

相談支援については、障害の発見、就学、就労や転居、単身生活など様々な生活上の転機において、障害者の生活を支えるために必要であり、その重要性と継続性は障害者総合支援法においても指摘されています。

就労については、収入としての側面や生きがいとしての側面など、地域で暮らし、地域に定着するために中心的な役割を果たすため、一般就労や福祉的就労における支援については大きな課題となっており、引き続き具体的な展開が求められています。

暮らしについては、これまでも本区においては、計画的にグループホーム等を整備し、障害のある人が地域で生活できる環境を整備してきましたが、障害者支援施設から地域生活へ移行するためには、在宅サービスの充実や住まいの確保など、サービスの提供体制を拡充する必要があります。

障害児に対する支援については、乳幼児期から学校卒業にかけては、早い段階から適切な支援を行うことが子供の成長のために必要であり、関係機関と連携した早期発見とそれに伴う療育が重要となります。特に発達障害児に対する支援ニーズの増加、多様化に対応するため、更なる取り組みの充実が必要となっています。

これらの状況を踏まえ、基本理念に基づく社会を実現するため、障害者の地域生活を支援する柱として、次の 4 つの基本目標を掲げ、その実現に向けて取り組むべき重点課題を 10 に整理し、国の基本指針等を踏まえた数値目標などを取りまとめました。

【基本目標】

I 地域生活支援の充実

障害者が安心して地域で生活をしていくためには、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることが必要となります。障害の種別にかかわらず、必要なサービスを受けながら、自分らしく可能な限り地域で生活するために、適切なサービスを自ら選択できる相談支援と在宅サービスを充実します。その際、個々の価値観と自己決定が尊重されるよう努めます。

II 障害児に対する支援の充実

子供の成長や発達を支援していくためには、保健・福祉・教育の連携により、障害の早期発見と障害の特性に応じた療育・保育・教育の充実を図る必要があります。また、乳幼児期から学校卒業までの一貫した支援体制を構築するためには、障害児支援の提供体制や発達障害児の支援体制の整備を図るとともに、家族等への相談・支援の充実が必要です。

III 就労支援の充実

障害者が地域で自立した生活をしていくためには、就労など経済的基盤の確立が不可欠です。就労を希望する障害者が安心して就労にチャレンジするためには、職業生活や日常生活の支援が必要となります。障害者本人や家族の就労意欲を促進するとともに、企業への啓発と連携を強化することにより、障害者雇用を促進します。さらに、就労中の障害者に対しては、一般就労が継続できる体制を強化し、一般就労が困難な障害者に対しては、福祉的就労等の支援を行います。

IV 暮らしを支える環境の確保

施設や病院からの地域生活移行を促進するためには、住まいや日中活動の場の確保を計画的に推進する必要があります。また、近年、障害福祉サービスの担い手となる職員の確保が困難な状況にあるため、事業所等と連携して職員の資質向上と福祉人材の確保に向けた施策を推進します。さらに、バリアフリーの考え方に基づく移動の円滑化と、コミュニケーションの円滑化を図る施策を推進するとともに、地域、学校、職場におけるこころのバリアフリー実現のため、区民や地域との協働により施策を推進します。

3 計画の体系

本計画では、先に述べた基本理念と4つの基本目標のもと、10の重点課題について取り組んでいきます。

■計画の体系図

